



しあわせ便り

第19号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiawase-ci.com

WebPage URL: http://shiawase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りとは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「正社員？パート？アルバイト？その境界は」

かつて、フルタイムで勤務している「パートタイマー」や、通年業務に就いている「アルバイト」を雇用する事業所が私のお客様にありました。事業主は慣例として社内で使っている呼称だとか、賃金を時給で支払っているからなどと説明しました。しかし、その境界は著しく曖昧で、その事業所に勤務する従業員すら、自身の身分を正確に認識していないことが散見されたほどです。

近年、働き方改革が推進される中、労働契約法やパートタイム労働法ですでに定められている正社員(正規労働者)と非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止が、令和2年4月1日(中小企業は令和3年4月1日)適用の「同一労働同一賃金ガイドライン」によりさらに強化されます。

また、平成25年4月1日施行の改正労働契約法による「無期転換ルール」により、有期雇用労働者から無期雇用労働者へ転換も半ば義務化され、その境界の明確化は労使共通した課題となっています。

前述の事業主には社内での慣例などでなく明確な区分をしないと、今後労使間紛争の火種となることを上申しました。

そこで、労働者の区分、その判断の基準などを説明します。

まず、その前提として労働者の定義が必要です。労働基準法では、①職業の種類を問わず、②事業または事務所に使用され、③賃金を支払われる者(全項目を満たす者)となっています。

そして、使用者の定義は①事業主、②事業の経営担当者、③その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者(いずれかを満たす者)です。

また、個人で使用する家政婦等の家事従事者や個人事業主の家族で、生計を同一にする者も労働者に該当しません。労働者でない者には労働法諸法の適用はなく、ボランティアや視察・訪問・見学などでの被災には、労災が適用されないのが注意が必要です。

労働法諸法に沿った形での労働者の区分をする基準は以下の2点で、区分は下表になります。

1. 労働契約期間の定めの有無
2. 労働時間(日または週)と所定労働時間の関係

労働契約期間の定め		無し	有り
労働時間	所定労働時間	正規労働者	アルバイト労働者
	所定労働時間未満	パートタイム労働者	

よって、正規労働者とは労働契約期間の定めがなく、所定労働時間就業する者。パートタイマーは労働契約期間の有無に定めは無いが、所定労働時間未満の就業をする者、アルバイトは労働契約期間の定め(おおむね2か月以内)はあるが、所定労働時間に定めがない者と概別することができます。

月給、時給などの賃金支払い法は区分の基準とはなり得ず、呼称も客観的に合理的なものとするのが不測の事態を回避する策となるでしょう。

12月の総務課ダイアリー

- ・12月10日…源泉所得税及び市町村民税の納付期限
- ・年賀はがきの作成、発送、年末・年始の休業予定を顧客にお知らせ
- ・源泉税年末調整

お知らせ

- ・12月18日～21日 関西へ出張します。
- ・12月29日～1月5日は休業します。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.19 しあわせが逃げちゃうよ

ガラケー2台を
使っていると
言っていた、
しあわせさん。



1台をスマホに
替えました。
最新機能は不要だし、
タブレットと
情報共有する
ので
手堅くiPhone8



キャッシュレス決済の
ポイント還元も始まったし、
使うしかないのかな。
と思っています。



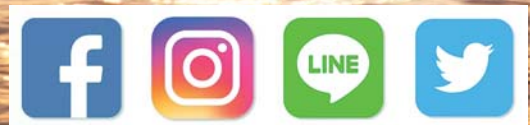
やっぱり、お前なんか
キライだ～ああ

5,000円のつもりが
50,000円をチャージ
したり、
勝手に発信した電話の
キャンセルに
右往左往しています。



ねっ、
来てよかったでしょ

みんなの評価で選んで、
正解だったね。



積極的に評価を向上させる
発信のお手伝いをします。
Tel:090-5249-4848
しあわせ創研までお問合せ
ください。